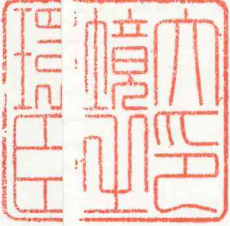


認 定 証

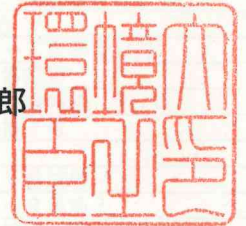


東京都文京区湯島二丁目 31 番 15 号
一般社団法人日本ヘルメット工業会
代表理事 谷澤 和彦 殿

下記のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する第 9 条の 9 第 6 項の変更の認定を受けた者であることを証する。

令和 5 年 10 月 24 日

環境大臣 伊藤 信太郎



記

1. 認定の年月日 令和 4 年 7 月 25 日

2. 認定番号 第 310 号

3. 産業廃棄物の種類

一般社団法人日本ヘルメット工業会員が製造したヘルメットが産業廃棄物となったもの

4. 処理を行う区域

全国